

公害紛争処理法等の一部改正について

公害等調整委員会事務局

第 201 回国会において、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号。以下「法」という。）の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 2 年法律第 41 号）が 6 月 3 日に成立し、6 月 10 日に公布・施行されました。

今回の法改正により、都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）を置かない都道府県において知事が委嘱することとされている、公害審査委員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱期間を 1 年より長い期間とすることが可能となりました。

この法改正に関連して、公害紛争処理法施行規則（昭和 47 年総理府令第 47 号）の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 59 号）が 6 月 10 日に公布・施行されました。

この省令改正により、候補者名簿の記載事項が追加となりました。

1 現行制度の概要

都道府県は、条例で定めるところにより、公害に係る紛争について調停等を行うため、審査会を置くことができる（法第 13 条）とされており、また、審査会を置かない都道府県の知事は、毎年、候補者を委嘱し、候補者名簿を作成しておかなければならない（法第 18 条第 1 項）とされています。

2 法改正の内容

今般の法改正により、審査会を置かない都道府県の知事が、候補者を委嘱し、候補者名簿を作成する期間については、従来の「毎年」に加え、新たに「1 年を超え 3 年以下の期間で条例で定める期間ごと」に行うことも可能になりました。

3 省令改正の内容

法改正を踏まえ、候補者の委嘱期間を明確にするため、候補者名簿には、従来の記載事項（①氏名、②経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨、③任命又は委嘱の年月日、④任期満了の日）に加え、新たに「委嘱期間の満了の日」を記載することとしました。

4 留意事項

各都道府県には、令和 2 年 6 月 10 日付けで施行通知（「公害紛争処理法等の一部改正について（通

知）」）を発送しましたので、御確認ください。

なお、施行に伴う留意事項は、次のとおりです。

- ① 審査会を置いている都道府県は、従前のおりであること。
- ② 審査会を置かない都道府県のうち、毎年、候補者を委嘱する場合には、条例制定は不要であり、新たに候補者を委嘱するまでは現在の名簿でもよいこと。
- ③ 審査会を置かない都道府県のうち、1 年を超え 3 年以下の期間ごとに、候補者を委嘱する場合には、条例制定が必要であり、条例で期間を定めたときは、新しい名簿（委嘱期間の満了の日等を記載した名簿）を作成しておかなければならないこと。

5 その他

詳しくは公害等調整委員会ホームページに「公害紛争処理法及び同法施行規則の改正」を掲載しておりますので、以下の URL から御覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



【本件問合せ先】

公害等調整委員会事務局 総務課 指導連絡係
Tel : 03-3581-9956

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第10次地方分権一括法)(総務省関連分:公害紛争処理法の一部改正)

現行制度の概要及び経緯

- 公害紛争処理法に基づき、公害に係る紛争について、あつせん、調停、仲裁を行うための 地方の機関として、都道府県は、条例の定めるところにより、都道府県公害審査会を置くことができるとされている(公害審査会の委員の任期は3年)。
また、公害審査会を置かない都道府県においては、同法により、知事は、毎年、公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないとされている。
- 令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から、委嘱手続の事務負担の軽減のため、公害審査委員候補者の委嘱期間を1年より長い期間とすることについて提案があった。

改正内容

- 地方公共団体からの地方分権提案及び公害審査会 委員の任期が3年であることを踏まえ、公害審査会を置かない都道府県においては、
①「毎年」又は②「1年を超え3年以下の期間で定める期間ごとに、」
公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成できるようにするため、第10次地方分権一括法により公害紛争処理法を改正。
- 上記改正により、
公害審査会を置かない都道府県においては、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定が可能となり、委嘱手続の事務負担の軽減に資する。
- 施行日：令和2年6月10日

<第10次地方分権一括法について>

「提案募集方式(地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年度から導入)」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行った。

図1 公害紛争処理法の一部改正の概要

公害紛争処理法及び同法施行規則の新旧対照表

改正前

○公害紛争処理法 抄

(公害審査委員候補者)

第18条 審査会を置かない都道府県においては都道府県知事は、毎年、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

改正後

(下線は改正部分)

○公害紛争処理法 抄

(公害審査委員候補者)

第18条 審査会を置かない都道府県においては、毎年又は1年を超え3年以下の期間で定める期間ごとに、都道府県知事は、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

改正前

○公害紛争処理法施行規則 抄

(委員等の名簿)

第1条 [略]

2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名
- 二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨
- 三 任命又は委嘱の年月日及び任期満了の日

[新設]

改正後

○公害紛争処理法施行規則 抄

(委員等の名簿)

第1条 [略]

2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名
- 二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨
- 三 任命又は委嘱の年月日
- 四 任期満了の日又は委嘱期間の満了の日

図2 公害紛争処理法及び同法施行規則の新旧対照表